

平成31年度予算執行方針のポイント

1 事業効果の早期発現

平成31年度当初予算は骨格予算であるが、激甚化する自然災害への対策や子ども・子育て支援など喫緊の政策課題に対応するもので、年度当初から実施を要する経費については、新規事業を含めて当初予算で計上している。これらの新規事業や重点事業はもとより、定例業務においても、関係者への周知、早期着手など効果的かつ計画的な執行を徹底。特にラグビーワールドカップ関連事業については、時機を逸することなく計画的に執行し、大会の成功及び地方創生の推進へ向けて万全を期す。

また、事業執行上の課題を整理し、円滑な実施につなげるため、重点事業等の執行管理を引き続き実施。

2 工事発注の平準化、早期の事業執行

年間を通じた工事発注の平準化に向け計画的に執行。

30年度2月補正予算において国の補正を受け入れた事業は繰越事業となることから早期に執行。(上半期における目標執行率の設定については、別途指示)

3 消費税率引上げへの適正な対応

10月に予定されている消費税率引上げについて、円滑かつ適正に事務事業を執行。

4 大分県行財政改革アクションプランの実行

平成31年度末に、安定的な財政運営に必要と考える324億円の財政調整用基金残高を確保するため、アクションプランに掲げた31年度目標を確実に達成し、改革項目のさらなる上積みを図る。

【参考】

大分県予算規則（昭和39年4月1日 大分県規則第53号）

（予算の執行方針の通知）

第10条 総務部長は、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、その成立後速やかに知事の定めた予算の執行方針を部局長に通知しなければならない。

財 第 1 号
平成 31 年 4 月 1 日

関 係 部 局 長
教 育 委 員 会 教 育 長
警 察 本 部 長
病 院 局 長

} 殿

総 務 部 長

平成 31 年度予算執行方針について（通知）

平成 31 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成31年度当初予算は、人件費、社会保障関係費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算ではあるが、激甚化する自然災害への対策や子ども・子育て支援など喫緊の政策課題に対応するもので、年度当初から実施を要する経費については新規事業を含めて当初予算で計上している。

加えて30年度2月補正予算では、自然災害への対策やTPP11発効などへの対策を推進するため、国の補正予算に伴う公共事業等を積極的に受け入れ、当初予算と合わせて執行することとしている。

他方、これまでの行財政改革は着実に成果をあげてきているものの、今後は自然災害への対策や社会インフラの長寿命化対策、社会保障関係費などの財政需要に対応していかなければならない。国においては、2025年度にプライマリーバランスの黒字化を目指しており、今後地方の歳出削減を求める声が強まることも懸念され、県財政は予断を許さない状況にある。

また景気については、当面、一部に弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

こうした状況を踏まえ、予算の執行にあたっては、事業の目的を確実に達成することはもとより、効率的・効果的に進めていくことが重要である。

併せて、「大分県行財政改革アクションプラン（以下、「アクションプラン」）」に掲げた改革項目の達成及び上積みに向け、執行段階での課題の把握や分析を通じて、歳入の確保及び歳出の見直しを徹底することとする。

I 全般的事項

1 重点・新規事業についてはもとより、定例業務においても、執行の遅れにより事業効果が低減することのないよう、関係者に内容等を十分に周知徹底したうえで、早期執行に努めること。特にラグビーワールドカップ関連事業については、時機を逸することなく計画的に執行し、大会の成功及び地方創生の推進へ向けて万全を期すこと。

なお、30年度2月補正予算の状況等を踏まえ、昨年度に引き続き、重点事業等の執行管理を行うこととし、詳細は別途通知する。

- 2 10月に予定されている消費税率引上げについて、円滑かつ適正な事務事業の執行を図るよう留意すること。
- 3 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、執行を留保すること。
また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。
- 4 アクションプランに掲げた改革項目について、当初予算において織り込んでいるもの及び今年度計画しているものは着実に成果を挙げるとともに、改革の上積みに向け積極的に取り組むこと。

II 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、多様な納税手段の周知・普及や滞納整理の強化を行い、アクションプランに掲げた目標徴収率を確保すること。特に、個人県民税については、併任制度の活用などにより市町村との徴収連携を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

新設、改定された項目については、納入者等に周知するとともに、収入未済や過誤納が生じないよう努めること。

4 国庫支出金

地方創生推進交付金や公共事業費の動向など、関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国庫補助事業等の積極的な活用を図ること。併せて、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などについて、様々な機会を通じて国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、有利な地方債の活用を図ること。

III 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

骨格予算ではあるが、執行の平準化を考慮して通常分については前年度予算額の70%を計上し、これに加えて国の「臨時・特別の措置」のうち減災・防災対策に係るものを積極的に受け入れることから、計画的な事業執行に努めること。

また、30年度2月補正予算において国の補正を受け入れた事業は繰越事業となることから、早期の事業執行に努めること。

なお、上半期における目標執行率の設定については、別途指示する。

(2) 国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残については、原則として執行を認めない。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分精査のうえ効率的な執行に努めること。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利や金融機関等の動向に留意すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的に執行するととも

に、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、社会保障関係費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握とともに計画的な執行に努めること。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金及び委託料等については、決定した予算の内容に従って、支出目的が達成されるよう適切に執行すること。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。
- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないよう留意すること。
- (3) 未利用財産の売却等の準備や手続については、県有財産利活用推進計画に基づき県有財産経営室で一元的に執行することから、情報の共有化を進め、県有財産の積極的な利活用を図ること。
なお、未利用財産を市町村が地域の活性化のために有効活用するためのインセンティブ制度について、積極的な活用を図ること。
- (4) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。
- (5) 物件費については、27年10月2日付けで通知した「行財政改革の取組としての物件費等の節減について」（別紙参照）に沿って取組を徹底すること。また、創意工夫による節減等は、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乗せする予定であり、その詳細については、別途通知する。
- (6) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人に対する運営費交付金については、中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を的確に把握すること。
- (9) 最近の金融情勢を踏まえ、公金管理指針に基づき、効率的な資金運用・調達を行うこと。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意のうえ、原則として年2回行うものとするが、今後の情勢の変化等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。特に、公用車の定期点検料など法定費用の令達については、漏れがないよう十分留意すること。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

また、28年度に改定した各団体毎の見直し方針に沿って進捗管理を行うとともに、組織・運営体制の見直しや出資金の引き上げ、財政支援の廃止・縮小を進めること。